

射水市新湊交流会館 指定管理者募集要項



令和 8 年 8 月
射水市

目 次

1 募集の趣旨	1
2 施設の概要	1
(1) 名称	
(2) 所在地	
(3) 設置目的	
(4) 施設の概要	
(5) 利用状況等	
3 募集の条件等	2
(1) 申請資格	
(2) 指定管理者が行う業務の範囲・内容	
(3) 管理の基準	
(4) 指定期間	
(5) 管理に係る経費	
(6) 利用料金制について	
(7) 指定管理と市とのリスク分担	
(8) 定期報告書の提出	
(9) 事業報告書の提出	
(10) 事業評価	
(11) 市による調査・指示等	
(12) 監査委員による監査	
(13) 施設管理の継続が適当でない場合における措置	
(14) 保険の加入	
(15) 指定管理者による自主事業等の提案	
(16) 施設の優先使用	
4 応募・選定手続	9
(1) 募集要項の公表	
(2) 申請方法	
(3) 質問事項の受付	
(4) 現地説明会の開催について	
(5) 審査方法及び審査基準	
5 指定管理者の指定及び協定の締結	14
(1) 指定管理者の指定	
(2) 協定の締結	
6 その他	15
(1) スケジュール	
(2) その他留意事項	
(3) 市内雇用者の確保及び市内事業者等の活用について	
(4) 添付書類	

射水市新湊交流会館指定管理者募集要項

1 募集の趣旨

新湊地区における福祉団体等の活動の場を確保しつつ、施設の有効利用・稼働率の向上をより重視した管理運営を図ることを目指し、「射水市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」（平成 18 年射水市条例第 3 号。以下「条例」という。）に基づき、指定管理候補者の選定をするための公募を行います。

2 施設の概要

(1) 名称 射水市新湊交流会館

(2) 所在地 射水市三日曾根 9 番 18 号

(3) 設置目的・管理運営方針等

新湊交流会館は、市民活動の活性化及び市民相互の交流促進を図り、市民生活の向上及び住み良い地域社会づくりの推進を目的として設置された施設です。

管理運営方針は、仕様書に記載のとおりです。

(4) 施設の概要

建物の構造	鉄筋コンクリート造 2 階建て
建築年	平成 8 年建築（平成 22 年増築）
敷地面積	1,918.92 m ²
建物面積	736.797 m ² (1 階 467.572 m ² 、2 階 257.300 m ² 、P H 階 11.925 m ²)
施設内容	1 階：事務室、会議室、研修室、資料室・印刷室、厨房、 心身障害者連合会室、ボランティアルーム 1・2 等 2 階：ホール 1・2 等
開館時間	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで
休館日	毎週月曜日、祝日（当日が月曜日に当たるときは、その翌日） 及び年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）

(5) 設備・備品の内容

仕様書別表 1、2 のとおり

(6) 利用状況等

過去の利用者数、利用料金収入

年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利用者数（人）	11,962	12,304	12,104
会議室、研修室、ホール 1・2	9,693	10,466	10,338
ボランティアルーム、心身障害者連合会室	2,269	1,838	1,766
利用料金収入（円）	1,129,240	1,317,390	1,029,330

※ 利用料金収入は、会議室、研修室及びホール 1・2 に係る金額です。

3 募集の条件等

(1) 申請資格（指定管理者に求める資格・要件）

申請することができるのは、次の要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であることとします。

ア 指定期間中、安定的に管理運営することが可能なノウハウや実施体制、経営基盤が確保できる法人等の団体であること（法人格の有無は問いませんが、個人による申請はできません。）。

イ 申請する法人等及びその役員（株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職であるもの。以下同じ。）が、次の①～⑥のいずれにも該当しないこと。

- ① 破産者で復権を得ない者又は会社更生法若しくは民事再生法に基づく更生若しくは再生手続中の者
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員
- ③ 市税等を滞納している法人等（法人格を有しない団体等は、その代表者）
- ④ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者
- ⑤ 本市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者で、その事実があった後 2 年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- ⑥ 地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定により、指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者

ウ 申請する法人等の役員が、次に掲げる①、②のいずれにも該当しないこと。

- ① 民法第 20 条第 1 項に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者）
- ② 禁錮以上の刑に処せられている者（執行猶予中の者を含む。）

エ 別紙 2 「公の施設の管理の業務からの暴力団関係者の排除について」の排除措置の該当事項に該当しないこと。

※ 共同体で申請する場合、全ての構成員が上記の全要件を満たす必要があります。

※ 指定管理者として指定された場合、申請の時点から指定管理期間の満了時まで継

続して上記の要件を満たしている必要があります。

(2) 指定管理者が行う業務の範囲・内容（詳細は別添業務仕様書参照）

- ア 新湊交流会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- イ 新湊交流会館の利用の承認に関する業務
- ウ 新湊交流会館の利用料金の徴収に関する業務
- エ その他別添仕様書に記載する業務

(3) 管理の基準

ア 管理の基準に関する提案について

施設概要（上記2(4)）に定める休館日及び開館時間を上回る基準（開館時間の延長等）で、公の施設を管理することを希望する場合は、その内容を提案してください。この場合、提出いただく資料（事業計画書等）は提案いただいた基準で管理することを前提に作成してください。ただし、この場合においても、当該公の施設の管理に係る経費（以下「指定管理料」という。）は、下記(5)で定める指定管理料の上限の範囲内とします。

イ 関係法令等の遵守

地方自治法等関係法令、射水市新湊交流会館条例（平成17年射水市条例第118号）等を遵守し、適正な管理を行う必要があります。

ウ 個人情報の適切な取扱い

指定管理者は、指定管理業務を通じて取得した個人情報について、その取扱いに十分留意し、保護を図るために、射水市個人情報保護条例（平成17年射水市条例第21号）に基づき、必要な措置を講ずる必要があります。

エ 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、管理に係る業務を一括して第三者へ委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、事前協議書を市に提出し、市の承認が得られれば、委託することができます。

なお、施設の使用許可及び利用料金に関する業務については、第三者へ委託することはできません。

オ 守秘義務

指定管理者は指定管理業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできません。指定期間が終了した後も同様とします。

カ 情報公開

指定管理者は、指定管理業務を通じて作成、取得した情報について、開示や提供の申出があった場合のために、射水市情報公開条例（平成17年射水市条例第20号）に基づき、必要な措置を講じるよう努める必要があります。

(4) 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

- ※ 指定期間途中で、市の政策等により施設が廃止となる場合、施設の廃止日をもって指定期間は満了することとします。その場合、市には違約金等の支払い義務は発生しないものとします。

(5) 管理に係る経費

ア 指定管理料の上限額 令和9年度～令和13年度

	年額	合計
指定管理料上限額(税込)	12,631 千円	63,155 千円

- ・ 申請に当たっては、上記の上限額の範囲内で年度ごとに指定管理料を提案してください。
 - ・ 上記の指定管理料の上限額には、公の施設に係る修繕費は含みません。
 - ・ 上記の指定管理料の上限は、管理に係る経費（公の施設に係る修繕費は含みません。）の総額から、利用料金収入等見込額（下記(6)）を控除した額となっています。
- ※ 指定管理期間中に消費税及び地方消費税の税率が変更された場合は、指定管理料の上限額及び年度協定で定める額について、委任者と受任者との協議の上、所要の変更を行うものとします。

(参考) 管理に係る経費

(単位：千円)

	年額
管理に係る経費 (a)	13,879
年間利用料金等収入見込額 (b)	1,248
指定管理料上限額 (c=a-b)	12,631

(参考) 過去3年間の管理に係る経費（修繕費を除く。）

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
管理に係る経費	11,694 千円	11,578 千円	11,930 千円

イ 指定管理料の支払方法

年間の指定管理料は、原則として4回に分けて支払います。

なお、支払時期や方法については、別途締結する年度協定書で定めます。

(例)	4 月	7 月	10 月	1 月
支出額	指定管理料の 30%	20%	30%	20%

- ※ 指定管理者の自主的な経営努力を促す観点から、指定管理料に余剰金が生じても、原則として精算は行いません。ただし、事業に関する業務のうち未実施または各種事業計画書との乖離があった場合は、指定管理料の一部返還を求めること

があります。

ウ 修繕費について

- ・ 修繕費は、年額 105 千円（税込）です。

※ 指定管理期間中に消費税及び地方消費税の税率が変更された場合は、指定管理料の上限額及び年度協定で定める額について、委任者と受任者との協議の上、所要の変更を行うものとします。

- ・ 指定管理者が管理する公の施設に係る修繕のうち、1 件 10 万円未満の修繕については、原則として指定管理者が執行することとします。

なお、1 件 10 万円以上の修繕については、市で行うこととします。

- ・ 年間の修繕費については、4 月に支払いますが、年度終了後に精算し、不用額が生じた時は、市の指定する方法で返還するものとします。

(参考) 過去 3 年間の修繕の件数（1 件 10 万円未満）

年 度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
件 数	3 件	1 件	4 件
支 出 額	127,380 円	42,000 円	117,535 円
主な修繕内容	・ ブラインド操作紐修繕 ・ 蛍光灯修繕 ・ 火災報知器バッテリー更新	・ ゴミステーション修繕	・ 自動ドア下部鍵修繕 ・ 2F 女子トイレ内部部品取替工事 ・ 外灯用タイム SW 交換 ・ 1F 男子トイレ内部部品取替工事

エ 留意事項

指定期間における指定管理料の上限額は、災害等不測の事態の発生など、特段の事情がある場合を除き、原則として、増額しません。

(備品購入について)

公の施設の備品（射水市物品管理規則第 3 条第 1 項第 1 号に規定する備品）については、市で購入することとします。

なお、指定管理者が公の施設の管理に当たって、自らの経費で調達した備品を設置しようとする場合は、事前協議書を市に提出し、市の承認を得る必要があります。ただし、指定期間の満了時等においては、条例第 9 条の規定に基づいて原状に回復する必要があります。

指定管理者は、射水市に帰属する備品について、処分等を行う必要がある場合は、市と事前に協議することとし、当該物品の異動があったときは、その都度、市に報告するものとします。

備品一覧については、別添仕様書別表 2 に掲げる一覧表のとおりです。

(経理について)

指定管理者は、指定管理業務に係る資金の収支については、他の会計とは区分して経理し、独立した口座により管理することとします。

(6) 利用料金制について

新湊交流会館については、地方自治法 244 条の 2 第 8 項の規定に基づく利用料金制を採用します。

利用料金は、射水市新湊交流会館条例第 7 条の規定により、同条例の別表で定める金額の範囲内において指定管理者が市長の承認を受けて定め、徴収した利用料金については、指定管理者の収入となります。また、自主事業等による収入についても、指定管理者の収入となります。

なお、令和 9 年度から令和 13 年度までの年間利用料金等収入見込額は、1,248 千円／年とします。

(7) 指定管理者と市とのリスク分担

市と指定管理者とのリスク分担は、原則として次表に定めるとおりとします。次表に記載のない事項については、市と指定管理者で協議することとします。

項 目		指定管理者	市
施設の通常の維持管理・運営		○	
施設内の設備・備品の維持管理		○	
施設、備品の小規模な修繕（1 件 10 万円未満）		○	
施設、備品の大規模な修繕（1 件 10 万円以上）			○
指定管理者が自ら調達した備品の修繕等		○	
施設に係る火災保険への加入			○
施設に係る損害賠償保険への加入※ 1		○	○
物価変動に伴う経費の増加 ※ 2		○	
不可抗力に伴う経費の増加			○
利用者の減少に伴う収入の減少（利用料金制導入施設）※ 3		○	
利用者等への損害賠償	指定管理者に帰責事由があるもの	○	
	市に帰責事由があるもの		○
個人情報の漏洩（指定管理者の故意又は過失によるもの）		○	
自主事業運営に関するもの		○	

※ 1 指定管理者が、施設内で自主事業を実施する場合等、市が加入している「市民総合賠償保険」の対象とならない事項については、必要に応じて、指定管理

者自身で必要な保険に加入してください。

※2 施設運営に重大な影響を与えるような物価変動があった場合は、指定管理者と市で協議して決定するものとします。

※3 利用者の減少が、新たな感染症の流行等、不可抗力による場合は、指定管理者と市で協議して決定するものとします。

なお、指定管理者が故意又は過失により利用者に損害を与えた場合において、市がその損害を賠償したときは、国家賠償法の規定により、指定管理者に対して求償権を行使することがあります。

(8) 定期報告書（月報）の提出

指定管理者は、毎月終了後、市へ定期報告書及び添付資料として必要な書類を提出する必要があります。

ア 報告書の記載内容

- ① 施設の管理状況に関する事項
- ② 施設利用者数や利用料金収入額等施設の利用状況に関する事項
- ③ 自主事業の実施状況や管理に係る収支状況等その他必要な事項

イ 提出期限

毎月10日まで

ウ 提出方法等

地域福祉課へ1部提出

(9) 事業報告書（事業年度報告書）の提出

指定管理者は、条例第7条の規定に基づき、毎事業年度終了後、事業報告書及び添付資料として必要な書類を提出する必要があります。

ア 報告書の記載内容

- ① 新湊交流会館の管理業務の実施状況に関する事項
- ② 新湊交流会館の利用の状況に関する事項
- ③ 新湊交流会館の利用料金収入の実績に関する事項
- ④ 事業評価の実施に関する事項（「10 事業評価」参照）
- ⑤ その他新湊交流会館の管理の業務に係る経費の状況に関する事項

イ 提出期限

毎年度終了後、1か月以内

ウ 提出方法

地域福祉課へ1部提出

(10) 事業評価

指定管理者による公の施設の管理運営により、住民サービスの向上が図られているかを検証するため、「指定管理者制度導入施設に係るモニタリングに関する方針」に沿

って、利用者アンケートやモニタリング等による事業評価を実施していただき、その実施結果については、事業報告書に記載してください。

なお、毎年度終了後に指定管理者から事業報告書の提出を受けた後、市は施設の管理運営状況について業務状況評価を実施し、その結果を公表します。評価により明らかとなった課題については、指定管理者と対応方法を協議するなど、より良い施設管理やサービスの向上に向けて、必要な改善を図ります。

(11) 市による調査・指示等

市は、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地調査し、又は必要な指示をする場合があります。

(12) 監査委員による監査

市の監査委員が必要であると認めるときは、指定管理者による新湊交流会館の管理に係る出納関連の事務について、監査する場合があります。

(13) 施設管理の継続が適当でない場合における措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

上記(11)の市による指示に従わない場合、指定管理者が指示された当該期間内に改善することができなかった場合、又は当該指定管理者による施設管理の継続が適当でないと認められる場合は、市は地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

イ 指定が取り消された場合等の損害賠償

前記アにより指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部又は一部が停止された場合、指定管理者は、指定取消し等によって生じた損害について、市に賠償するものとします。

ウ 不可抗力等による場合

不可抗力その他指定管理者及び市の責めに帰することができない事由により、事業継続が困難となった場合は、施設管理の可否について両者協議の上、市は、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとします。

(14) 保険の加入

指定管理者は、自らが負うリスクに対し、必要な保険に適切な範囲で加入するものとします。

なお、保険に加入した場合は、保険契約及び保険証書の写しを当該保険の契約締結後、速やかに提出してください。保険契約を更新又は変更した場合も同様とします。

ア 火災保険

市は、新湊交流会館について建物総合損害保険に加入し、保険料を支払います。

ただし、指定管理者の責めに帰すべき理由により市が損害を受けたときは、その賠償について請求するものとします。

イ 賠償責任保険

市が加入している「全国市長会市民総合賠償補償保険」の平成23年度制度改正により、すべての指定管理者を当該保険の被保険者としてみなすことができるようになりましたが、指定管理者の自主事業による活動は対象外となります。そのため、指定管理者独自で保険に加入するなど、指定管理者による損害賠償の履行を確保する必要があります。その他、指定管理期間中に必要な保険については、適宜指定管理者自身で加入してください。

(全国市長会市民総合賠償補償保険の補償内容)

身体賠償	1名につき	1億円
	1事故につき	10億円
財物賠償	1事故につき	2,000万円

(15) 指定管理者による自主事業等の提案

ア 自主事業の実施

指定管理者は、施設の管理運営業務以外に、自らの経費で自主事業を実施することができます。ただし、実施できる事業は、「自主事業に関する提案書」(様式4)を市へ提出し、市の承認を得たものに限りします。

なお、自主事業を実施する場合には、次の点に留意してください。

- ・ 自主事業の内容が、新湊交流会館の設置目的に沿ったものであること。
- ・ 事業の実施に当たって、他の利用者の支障とならないこと。
- ・ 市が支出する指定管理料を自主事業に要する経費に充当することはできないこと。
- ・ 参加者に参加料を求める場合は、その額が適正なものであること。
- ・ 自主事業を行う場合においても、施設の利用料金は利用料金収入として計上し、それ以外の収入は自主事業収入として指定管理者の収入とすること。
- ・ 自主事業の経理は、指定管理業務と区分して経理すること。

(16) 施設の優先使用

本市における公の施設は、災害発生時において、避難場所、物資集配拠点等として重要な役割を担うことが想定されています。災害時に市が緊急に避難場所として新湊交流会館を使用する必要があると認めるときは、指定管理者は市の指示に基づき、優先して避難者を受け入れてください。

4 応募・選定手続

(1) 募集要項の公表

募集要項等の関係書類は、令和8年8月21日(金)から担当窓口(市役所1階地

域福祉課)で直接配布するほか、本市ホームページからダウンロードできます。

(2) 申請方法

ア 提出書類

申請に当たっては、以下の書類をA4縦ファイル(左側に2穴)に綴り、インデックスを付けて提出してください。

なお、必要に応じて追加資料を提出いただく場合があります。

- ① 指定申請書(様式第1号)
- ② 事業計画書(様式第2号)
- ③ 収支計画書(様式第3号の1、第3号の2)
- ④ 自主事業に関する提案書(様式第4号)
- ⑤ 誓約書(様式第5号)
- ⑥ 代表者等の名簿

(「射水市の公の施設の管理の業務から暴力団排除に関する合意書の取扱要領」に基づき、代表者・役員の役職、氏名、住所、生年月日を記載した名簿を提出してください。)

- ⑦ 法人などの概要を記載した書類
- ⑧ 法人などの組織図、役員名簿
- ⑨ 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの
- ⑩ 法人の登記事項証明書
- ⑪ 申請日の属する事業年度の直前2事業年度の事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書(申請日が前事業年度の終了の日の翌日から3か月を経過する日前であって、前事業年度の書類を作成していないときは、前事業年度の直前2事業年度のこれらの書類)
- ※ 書類を作成していない場合は、法人等の事業及び財務の状況を明らかにした書類
- ⑫ 申請日の属する事業年度の事業の計画及び損益の状況の見込み又は収支の見込みを明らかにする書類
- ⑬ 納税したことを証明する書類(滞納がないことを証明する書類)
- ⑭ 共同体として申請する場合は、共同体の構成団体及び代表者、協定書、役割分担、業務実施体制、責任分担が明らかとなる書類

※共同体の場合は、⑦～⑬に関する書類をその全構成員について提出すること。

イ 提出部数

正本1部 副本10部

ウ 提出先及び提出方法

以下の提出先に持参又は郵送で提出してください。郵送の場合は、書留郵便により期限までに必着とします。電子メール、FAXでの提出は認めません。

(提出先)

射水市福祉保健部地域福祉課福祉政策係

〒939-0294 射水市新開発4 1 0 番地 1

エ 受付期間

令和8年8月21日（金）から令和8年9月24日（木）まで
（日曜日・土曜日を除く。）

オ 受付時間

午前9時から午後5時まで

カ 申請書類に係る著作権

（指定管理候補者選定までの著作権）

申請書類に著作権の対象となるものがある場合の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理候補者の選定に必要な場合は、申請書類の内容を無償で利用できるものとします。

（指定管理候補者の選定後の著作権）

指定管理候補者に選定された申請者の申請書類に著作権がある場合の著作権は、指定管理候補者に選定された時から市に帰属し、指定されなかった申請書類の著作権は申請者に帰属します。

キ その他留意事項

- ・ 同一の公の施設に複数の申請をすることはできません。
- ・ 申請書提出後は、申請書の内容の変更、再提出及び差替えを認めません。
- ・ 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とします。
- ・ 申請に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ・ 提出された書類は返却しません。
- ・ 提出された書類は射水市情報公開条例の対象となり、同条例の規定に基づいて個人・法人に関する情報等不開示とすべき箇所を除き、開示することがあります。

（共同体による申請に関する事項）

複数の法人等で構成する共同体（以下「共同体」という。）も申請を行うことができます。

共同体の構成員は、同一の公の施設の指定管理者の募集に申請する他の共同体の構成員となること、又は単独で同一の公の施設の指定管理者の募集に申請を行うことはできません。

(3) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間

令和8年8月21日（金）から令和8年8月31日（月）午後5時まで

イ 提出方法

「質問票」（別紙1）に記入の上、電子メールで提出してください。メールの件名は、【質問票提出】としてください。

ウ 提出先

射水市福祉保健部地域福祉課福祉政策係

メールアドレス：chiiki@city.imizu.lg.jp

F A X：0766-51-6657

エ 質問への回答日

令和8年9月4日（金）までに回答します。

オ 回答方法

質問票を提出された方のメールアドレス宛に回答するとともに、射水市役所ホームページに掲載します。

(4) 現地説明会の開催

現地説明会は、必要に応じて開催します。

(5) 審査方法及び審査基準

ア 審査方法

- ・ 指定管理者の選定に係る審査については、「射水市社会福祉施設指定管理者候補者選定委員会」において行います。
- ・ 申請者は、提出書類の内容について、申請者のプレゼンテーション及びヒアリングを行います。
- ・ 審査は、10月上旬に行う予定で、非公開とします。

イ 審査基準

審査に当たっては、審査基準に基づき採点し、その得点が最も高かった者を指定管理候補者として選定することとします。

なお、次の審査基準に基づいた得点の合計点が、満点の6割に達していない場合は、基準に満たなかったと判断し、選定しないこととします。

《審査基準》

審 査 基 準	審査の視点	判 定
1 市民の平等な利用の確保 (条例第4条第1号)	市民の平等な利用が確保される内容になっているか。	平等利用が確保されない場合は選定しません
2 公の施設の効用の最大限の発揮 (条例第4条第2号)	【施設設置目的の達成】（10点） a 施設の設置目的を認識し、運営方針が明確に示されているか。 b 施設の保守点検等の維持管理業務及び安全管理は適切な内容となっているか。 【サービスの向上】（10点） a 利用者のニーズを把握し、満足度の高いサービスを提供するための具体的な提案がなされているか。 b 利用者等からの苦情や要望の把握及び対応策、トラブルの未然防止等が十分に考えられているか。	45点

	【利用者の増加】（１５点） a 利用促進・拡大に向けた実現可能な提案があるか。 b 営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。 c 自主事業の提案内容は施設の利用に係る相乗効果が期待できるか。	
	【地域活性化の取組】（１０点） a 市内在住者の雇用や市内事業者の活用など、地域資源を活用する提案があるか。 b 地域や関係機関等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。	
3 管理運営経費の縮減等 (条例第４条第２号)	【管理運営に係る経費と収入】（１５点） a 提案された指定管理料が市の基準価格の範囲内であるか。 b 経費節減のための提案があるか。 c 収入増加のための提案があるか。	25点
	【収支計画の内容と実現性】（１０点） a 収入及び支出の積算根拠が明確で、事業計画との整合性は図られているか。 b 収支計画の実現可能性はあるか。	
4 公の施設の管理を適正かつ確実にを行うための財産的基礎及び人的構成 (条例第４条第３号)	【安定した基礎能力】（１０点） a 団体の経営状況に問題はないか。 b 指定管理業務を安定的かつ確実にを行うための経理的基礎を有しているか。	30点
	【安定した人的管理能力】（１０点） a 管理運営を行うための管理体制や人員配置（必要な資格・経験などを有しているか。）は適切か。 b 職員の資質・能力向上を図るための体制や計画は整備されているか。	
	【適切な管理体制】（１０点） a 日常の安全対策や事故発生時の対応、非常災害時の危機管理体制などが、十分に考えられているか。 b 個人情報の保護について、その重要性を認識し、対策を講じているか。	
	合 計	100点

ウ 審査結果

審査結果については、審査が終了した時点において、全ての審査対象者に通知します。

なお、審査の結果概要については、市のホームページ等で公表することとします。

5 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

選定した指定管理候補者については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づいて市議会の議決を経た上で、指定管理者として指定します。

(2) 協定の締結

指定管理者による公の施設の管理に係る細目事項については、市と指定管理者との協定を締結することとします。

ア 基本協定

指定期間を通じて適用する基本的な事項については、次のとおりとします。

- ① 指定管理者が行う管理業務の内容
- ② 指定管理者が行う管理の基準
- ③ 指定管理料、修繕費の額に関する事項
- ④ 利用料金に関する事項
- ⑤ 事業報告等に関する事項
- ⑥ 市と指定管理者のリスク分担に関する事項
- ⑦ 自主事業に関する事項
- ⑧ 経理区分に関する事項
- ⑨ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑩ 指定期間満了時等における原状回復義務
- ⑪ 指定管理者の損害賠償義務
- ⑫ 不可抗力発生時の対応及び避難所等としての使用に関する事項
- ⑬ 管理の業務に係る個人情報の保護に関する事項
- ⑭ 管理の業務に関する情報公開に関する事項
- ⑮ 事故対応マニュアル等の作成に関する事項
- ⑯ 指定管理者の名称等の変更の届出
- ⑰ 権利義務の譲渡及び一括再委託の禁止
- ⑱ その他必要と認める事項

イ 年度協定

年度ごとに取り決めるべき事項について、年度協定を締結します。

- ① 当該年度の管理業務の内容に関する事項
- ② 指定管理料の額及び支払方法に関する事項
- ③ 修繕費の額及び支払方法に関する事項
- ④ その他必要と認める事項

6 その他

(1) スケジュール

実施時期	事務内容
令和 8 年 8 月 21 日（金）	募集要項の公表
必要に応じて	現地説明会の開催
令和 8 年 8 月 21 日（金）～ 令和 8 年 8 月 31 日（月）	質問の受付期間
令和 8 年 9 月 4 日（金）	質問の回答
令和 8 年 8 月 21 日（金）～ 令和 8 年 9 月 24 日（木）	申請書等の受付期間
令和 8 年 10 月上旬	指定管理者候補者の選定（選定委員会）
令和 8 年 10 月中旬～	指定管理者候補者との協議 指定管理者候補者と仮協定書の締結
令和 8 年 12 月	市議会 12 月定例会（指定管理者指定の議案提出、議決）
議会終了後	指定管理者の指定及び告示 協定書の作成 指定管理者との基本協定書（本協定書）の締結
令和 9 年 4 月 1 日	指定管理者による新湊交流会館の管理開始

(2) その他留意事項

ア 指定期間終了後又は指定取消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を提供していただきます。

イ 指定管理者の指定に係る申請及び公の施設の管理運営に当たっては、関係法令及び関係条例等を遵守してください。

ウ 市内雇用者の確保及び市内事業者等の活用について

適正な履行の確保を図ることができる範囲において、指定管理業務に伴う雇用に当たっては、市内から積極的に雇用するとともに、修繕等の発注、物品又は役務の調達に当たっては、市内事業者等の活用に努めてください。

エ 令和 8 年度において施設条例を改正し、令和 9 年度からの使用料を見直すこととしています。これに伴い、令和 11 年度（以降）の年度協定は、令和 9 年度の実績に基づき指定管理料を再算定し、必要があれば反映した金額で締結しますのでご留意ください。

(3) 市内雇用者の確保及び市内事業者等の活用について

適正な履行の確保を図ることができる範囲において、指定管理業務に伴う雇用に当たっては、市内から積極的に雇用するとともに、修繕等の発注、物品又は役務の調達に当たっては、市内事業者等の活用に努めてください。

(4) 添付書類

- ア 射水市新湊交流会館管理業務仕様書
- イ 質問票（別紙１）
- ウ 指定申請書（様式第１号）
- エ 事業計画書（様式第２号）
- オ 収支計画書（様式第３号の１、様式第３号の２）
- カ 自主事業に関する提案書（様式第４号）
- キ 誓約書（様式第５号）
- ク 公の施設の管理の業務からの暴力団関係者の排除について（別紙２）
- ケ （参考）射水市新湊交流会館条例及び射水市新湊交流会館条例施行規則

問い合わせ先

射水市福祉保健部地域福祉課福祉政策係

（事務担当：宮崎、中村）

電話：0766－51-6625

FAX：0766－51-6657

メールアドレス：chiiki@city.imizu.lg.jp